

経済建設委員会会議録

令和4年6月22日（水）
（開 会） 10：00
（閉 会） 10：59

【 案 件 】

1. 議案第59号 飯塚市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例
2. 議案第60号 飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
3. 議案第63号 訴えの提起（建物退去土地明渡請求事件）
4. 議案第64号 市道路線の認定
5. 議案第66号 専決処分の承認（令和4年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号））
6. 議案第69号 契約の締結（口春（頭首工）災害復旧工事）

【 所管事務調査 】

1. ふるさと納税の返礼品について

【 報告事項 】

1. オートレースの運営状況等について
2. 飯塚市周遊商業エリア連携協議会の開催について
3. 市道上における人身事故について
4. 工事請負契約について

○委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

「議案第59号 飯塚市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○都市計画課長

「議案第59号 飯塚市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

議案書の30ページをお願いいたします。本条例は、市内6か所に点在する商業系用途地域について、現在の土地利用や今後の土地利用方針に合わせた建築物の用途制限を行い、商業業務等、多様な都市機能を中心拠点へ集積させることにより、コンパクトなまちづくりの実現を図るため提案するものでございます。

議案書の31ページをお願いいたします。別表1を御覧ください。表の2つ目の相田特別用途地区から、7つ目の飯塚特別用途地区までの6地区について、新たに追加をしております。特別用途地区の指定といたしますのは、用途地域の規制を補完するもので、その地区の特性にふさわしい土地利用の増進など、特別な目的を達成するために指定するもので、具体的な建築物の建築制限に関する規定を条例で定めることとなります。なお今回、別表に追加した6地区の区域につきましては、昨年6月21日の経済建設委員会での報告から区域の変更はございませんので、説明を省略させていただきます。

それでは、改正内容につきまして、概要を説明いたします。相田特別用途地区につきましては、定住人口の増加、周辺の住環境との調和を図り、落ちついて暮らせる住宅地を目指すため、建築基準法別表第2（は）に掲げる建築物以外の建築物に係る制限を行います。幸袋特別用途地区につきましては、本市北側の玄関口として、主要地方道を生かした定住人口の増加、周辺

の住環境との調和を図るため、建築基準法別表第2（ほ）に掲げる建築物の制限を行います。横田特別地区につきましては、定住人口の増加、周辺の住環境との調和を図り、落ちついて暮らせる住宅地を目指すため、建築基準法別表第2（ほ）に掲げる建築物の制限を行います。立岩特別用途地区につきましては、定住人口の増加、周辺の住環境との調和を図る住宅地を目指すため、建築基準法別表第2（ほ）に掲げる建築物の制限を行います。芳雄町特別用途地区につきましては、定住人口の増加、そして周辺の住環境との調和融合を図る住商地区を目指すため、周辺の用途地域の状況を勘案し、建築基準法別表第2（ホ）に掲げる建築物の制限を行います。飯塚特別用途地区につきましては、中心拠点に隣接する立地であり、居住誘導区域への定住人口、定住人口の誘導、そして周辺の住環境との調和を図り、様々な都市機能施設の恩恵を享受しながら暮らせる住宅地を目指すため、建築基準法別表第2（へ）第1号から第5号に掲げる建築物及び店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券販売所、場外車券売場、その他これらに類する用途で、政令で定めるものに供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が3千平方メートルを超えるものにかかる制限を行います。以上市内の6地区につきまして、建築物の用途制限を行うことで、コンパクトなまちづくりの実現を目指すものであります。以上簡単でございますが条例案の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第59号 飯塚市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第60号 飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第60号 飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」の補足説明を行います。

議案書の33ページをお願いいたします。今回の改正は、飯塚市立病院の診療科目に、救急科を新設し、救急医療体制の充実を図るものです。34ページの新旧対照表でご説明いたします。別表第1の下段に記載しております第3条第4項第3号に、「タ 救急科」を新たに新設するために追加しております。飯塚市立病院の救急医療体制につきましては、従来は、当番制により外来勤務等の内科系、外科系の医師が必要に応じて、救急対応を行う体制としておりましたが、令和4年4月より救急専門医を招聘し、当該救急専門医のほか、専従の看護師等を配置した救急部を組織し、救急医療体制の整備強化を図っております。対象の強化に伴い、今回新設する救急科に救急搬送される患者に対し、内科系、外科系を問わず、あらゆる救急疾患の初期診療を行う診療科として整備し、重症から軽症まで、様々な患者さんに対し、適切に診断と初期治療を行い、各診療科につなげていくことを専門とします。

また、救急科を標榜することで、外部広告が可能となるとともに、院内の救急医療体制強化に伴う救急車搬入の拡充につながるものと考えています。市立病院の救急医療体制の拡充が図られることにより、市民へのメリットとしまして、当院での受入れ件数が増加しており、従来なら飯塚医療圏外へ救急搬送されていた患者さんが、本医療圏での十分な救急対応が可能となる症例が増えていくことが期待できております。地域のクリニックへの影響としまして、救急系での症例の守備範囲が広がることで、地域のクリニックの先生方から紹介、地域かかりつけ

医への逆紹介が増えることにより、より一層、密に連携できる体制が構築できるものと考えています。

また、飯塚消防本部との連携では、救急科の標榜により、広く周知することで、救急専門が救急隊と連携しやすい関係が構築され、受入れ奨励の線引きを明確にすることができ、受入れ症例の守備範囲の拡大が期待できるものと考えています。市立病院を院内体制としまして、専属部署の設置により、従来当番制で救急対応に当たっていた医師が、外来や入院患者の対応に専念にできる体制となりました。また、救急医療の更なる強化として、救急救命士の採用や当然医師の指導のもと、救急に携わる幅広い医療スタッフに対する教育を行い、院内の救急対応の資質向上も図ってまいりたいと考えております。救急車搬送の受入れを強化することにより、市民の方が安心して救急医療を受けることができるよう、地域の二次救急医療機関としての役割を果たしてまいりたいと考えております。以上簡単ですが補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第60号 飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第63号 訴えの提起（建物退去土地明渡し請求事件）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○商工観光課長

「議案第63号 訴えの提起（建物退去土地明渡し請求事件）」について補足説明をいたします。

議案書の37ページをお願いいたします。本件は、飯塚市内野3273番地にある市有建物の内野宿長崎屋管理棟及びその敷地内を市の許可なく不法に占有している相手方一個人に対し、議案書39ページ、位置図の①の建物、管理棟からの退去と土地の明渡し等を求める訴えを福岡地方裁判所飯塚支部に提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものです。

市は、一般社団法人内野地区活性化協議会に対し、内野地区の活性化事業と、観光事業の拠点として使用することを条件に、令和2年4月1日から令和3年3月31日まで土地建物賃貸借契約を締結いたしておりました。本協議会との契約は、令和3年3月31日をもって終了いたしました。本協議会が内野宿長崎屋の管理をお願いしておりました相手方一個人は、令和3年4月以降も、内野宿長崎屋管理棟を不法に占有しており、本協議会と市から建物と土地につきまして、速やかに明渡しを求めてまいりましたが、一向に応じないため、市が土地建物所有者としての立場から、議案書37ページ、5、被告に対する請求のとおり訴えを提起するため、本案を提出するものでございます。

なお、議案質疑でご質問がありました特定非営利活動法人、長崎街道内野宿冷水峠デザイン研究会につきましても、今回の「議案第63号 訴えの提起（建物退去土地明渡し請求事件）」とは関係ございません。繰り返しなりますが、市といたしましては、本協議会が内野宿長崎屋の管理をお願いしておりました相手方一個人が賃借期間終了後も内野宿長崎屋管理棟を自己の居住のために不法に占有していることから、本案を提出するものでございます。

市としましては、本案件を早急に解決し、次のステップとして、地元内野、筑穂地区を中心とした方々と一体となって、1日も早く、内野地区の活性化と本市の観光事業の拠点として、

活用できるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上簡単ですが補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

確認ですけど、なぜこの個人の方と、こういうふうなことになったのか、それが1点と、本会議で質疑の際に、民事でやるのではなく、刑事ではないかというような発言も、質疑もあったと記憶しておりますけれど、これはもちろんこういう議案を提出する際には、顧問弁護士と相談されていると思いますけれど、顧問弁護士はどういう見解を示されたのか、お尋ねいたします。

○商工観光課長

1点目のなぜこういう形の部分で一個人が占有するようになったかということに関しましては、先ほど申しましたように、市としましては令和2年度末まで、一般社団法人内野地区活性化協議会に対して賃借契約を締結しました。その間にいろいろな中で中心的にいる管理をしていた今不法占拠してある個人でございますが、この方に関しましては、活性化協議会の中でも、いろいろこう話をする中で自分の主張といいますか、ここに住んでいいという形で、昔から言われているとかいう、そういう経緯もございまして、市としましては、そういうことに関しましては一切認知していないという形でお話をしておりますが、一向に応じないため、また本協議会からも退去するようお願いしますが、一向に応じないため、本案件の提出に至ったものでございます。

それから2点目につきましては刑事の事件の取扱いにつきましては、質問委員が言われますように、顧問弁護士とも相談いたしまして、まずは刑事事件で、刑事訴訟のほうで取り扱うような形の部分の相談した後、警察にもちょっとご相談に行きました。その中で警察のほうは、本協議会のほうにも意見聴取等を行いまして、警察としましては、今回の案件につきましては、不法占有者と本協議会との関係性とか含めて、刑事で取扱うことは厳しい見解という形で回答を得ましたので、再度顧問弁護士と相談しまして、今回の民事の関係で提訴に至っている状況でございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○上野委員

確認ですけど、この方が生活されて住まれているということですか。

○商工観光課長

居住している実態があるという形で認識しております。

○上野委員

住むためには、いわゆる水道光熱が必要なんですけど、それぞれの契約は、市が契約されているのですか、それともこの方個人で契約されているのですか。

○商工観光課長

ライフラインの水道等につきましては、確認しましたところまだ最終的に一体的に市のほうに、現状の変化がなっていない関係もありまして、名義は、水道につきましては協議会、電気につきましても協議会で行いましたが、電気につきましては協議会のほうで1回、廃止の届け出を出した後、今の不法占有者の一個人が、改めてまた九電さんと契約を締結していると、確認をいたしております。

○上野委員

もう、その契約自体が違法でしょう。だから本気で取り組むんでしたら、民事の訴訟だと最高裁まで最悪あるので、何年もかかってしまうわけですよ。内野宿の再生にも大きな影響が

議案書40ページをお願いいたします。市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるため提出するものでございます。今回、認定する路線は14路線、延長1679.7メートルでございます。

路線明細の左端に記載しております一連番号の1番から7番、12番から14番の路線は、開発帰属による路線を認定を行うものでございます。路線箇所は、41ページから44ページ、及び49ページに記載しております。

路線明細の左端に記載しております一連番号、9番から11番の路線は、寄附採納による路線認定を行うものでございます。路線箇所は、46ページ、47ページ、及び48ページに記載しております。

路線明細の左端に記載しております一連番号、8番の路線は、路線整備による路線認定を行うものでございます。路線箇所は、45ページに記載しております。以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第64号 市道路線の認定」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第66号 専決処分の承認（令和4年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号））」を議題とします。執行部の補足説明を求めます。

○公営競技事業所副所長

「議案第66号 専決処分の承認（令和4年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号））」について補足説明をいたします。

令和4年度補正予算書、令和4年5月31日専決分の3ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれに24億1453万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をいずれも252億622万2千円とするものでございます。

今回の補正予算につきましては、令和3年度の決算見込額におきまして、6億7442万1432円の歳入不足となり、またメインスタンド整備事業につきましても、2万2402円の繰越金が発生しましたことから、この合計6億7444万4千円を地方自治法第179条第1項及び同法施行例第166条の2の規定に基づき、令和4年度予算から繰上充用を行うために、専決処分を行ったものでございます。

4ページをお願いいたします。歳出の前年度繰越充用金、補正額6億7444万4千円でございますが、このうち令和3年度決算見込額における歳入不足額6億7442万1432円が、令和3年度末の累積赤字額となりますので、令和2年度末の累積赤字額10億2840万3492円と比較しまして、3億5398万2060円減少しており、この額が令和3年度の黒字額となっております。そのほか、歳入の勝車投票券発売収入と、それに関連する歳出経費の補正によりまして、収支のバランスをとっております。手続の時期といたしましては、出納整理期間内に行うのが通例となっておりますので、5月31日付の補正予算の専決処分を行ったものでございます。以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第66号 専決処分の承認(令和4年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号))」については、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第69号 契約の締結(口春(頭首工)災害復旧工事)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○契約課長

「議案第69号 契約の締結(口春(頭首工)災害復旧工事)」につきまして、補足説明をいたします。

追加議案書の3ページをお願いいたします。「議案第69号 工事請負契約の締結」につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、本案を提出するものでございます。

本件につきましては、契約金額1億7765万円で、丸島・オカベ特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社丸島アクアシステム、九州支店支店長、松本伊佐男と契約を締結するものでございます。

追加議案書の4ページをお願いいたします。入札の概要でございしますが、工期につきましては、本契約として認められた日から令和5年3月31日までとしております。入札執行状況につきましては、条件付一般競争入札実施要領及び運用基準並びに特定建設工事共同企業体運用基準に基づき、業者選考委員会において、共同企業体の構成員の条件等を決定し、5月6日に入札公告を行い6月6日に入札を執行いたしました。本件につきましては、2つの共同企業体から入札参加申請があり、2者による入札の結果、予定価格1億8702万7500円に対し、落札額1億7765万円、落札率94.98%となっております。以上議案の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

ちょっと確認なんですけれど、これは口春のこの場所を見る限りは、工事場所は嘉麻市でしょう。嘉麻市の地内のやつを飯塚市がするとなるわけなんですけれど、これについてどういうふうにいきさつがあったか説明は聞いていないような気がするんですけど、今の説明の際にも詳しい説明がなかったんですけど、確認のため説明を願いたいと思います。

○農業土木課長

本井堰につきましては、上三緒地区、下三緒地区、鶴三緒地区3地区の農業用水を取水するために設けられた堰でございします。よって堰の設置場所につきましては、本3地区の用水を取水、供給するに当たり、最も最適な場所が飯塚市口春地内であったということでございします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:33

再 開 10:33

委員会を再開いたします。

○農業土木課長

すみません。申し訳ございません。嘉麻市口春でございします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○光根委員

これは、交換という形でしょうけど、今現在、同じものが設置されているということでしょうか。

○農業土木課長

そのとおりでございます。

○光根委員

計画図を見させていただいたら、これは半分、川の半分という形になっておりますけれども、反対側は関係はないんですかね。

○農業土木課長

反対側は損傷を受けておりませんので、今回は右岸側だけということでございます。

○光根委員

ゴム引き布製起伏堰の交換ということで、これ自体上の耐久性というのはどれぐらいあるんでしょうか。

○農業土木課長

40年でございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第69号 契約の締結（口春（頭首工）災害復旧工事）」については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

道祖委員から「ふるさと納税の返礼品について」、所管事務調査をしたい旨の申入れがっております。道祖委員その具体的な内容の説明をお願いいたします。道祖委員に発言を許します。

○道祖委員

先だって九州市長会が飯塚市で行われまして、その際に市役所前で、ふるさと納税に関連する特産物の販売を行ったというふう聞いておりますので、どういうことが行われていたのか、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、「ふるさと納税の返礼品について」、所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。「ふるさと納税の返礼品について」を議題といたします。道祖委員に質疑を許します。

○道祖委員

今も趣旨を述べさせていただきましたけど、九州市長会の際に市役所の前で、ふるさと納税に関する返礼品の特産物の販売が行われたと聞いておりますが、それが事実かどうか、確認します。

○特産品振興・ふるさと応援課長

九州市長会が開催されました令和4年5月17日、18日、この2日間、福岡県物産展とい

うことで開催をさせていただきました。その際に今質問がありましたとおり、ふるさと納税の返礼品をご登録いただける事業者様におかれましても、出店のほうをお願いしまして、販売のほうをさせていただいた次第でございます。

○道祖委員

それでお尋ねいたしますが、たしかふるさと納税の特産物として、15品目前後だったかな、認定されたというふうに聞いておりますけど、報告を受けたと思いますけど、間違いはないですか。

○特産品振興・ふるさと応援課長

今、ご質問の部分につきましては多分、飯塚ブランド認定製品の分であると認識いたしました。でございますと11社17製品を飯塚ブランドとして令和3年度中に認定を行いまして、そのうち15品目につきましては、ふるさと納税返礼品の登録を済ませているところでございます。

○道祖委員

ふるさと納税で人気があるということでハンバーグというふうに言われておりましたけど、このハンバーグはどこで購入したらいいんでしょうか。

○特産品振興・ふるさと応援課長

ふるさと納税返礼品の中で、一番人気でございますハンバーグにつきましては、飯塚市にふるさと納税をしていただいた市外の方々のみに通常返礼品として、ご提供させていただいているものでございます。飯塚市民の方が、現状そちらのハンバーグを通常市販で買うということができない、プレミアム化をさせていただいている返礼品でございます。通常であると購入は不可ということになります。

○道祖委員

それをお願いでございますが、どんなものがやはり市民の方、多くの金額を納税していただいて、第1にハンバーグというふうに言われておりますけれど、どんなものが人気なのか食したことがないというご意見いただいております。それで、また九州市長会の際にいろいろなものを、みそとかピーナツとか酒とか、何かいろいろあったと思いますけれど、その特産物をああいう形で販売していただいたら、珍しいものがあるんだなと、こんないいものがあるんだなということで、大変人気があったというふうに聞いております。そしてぜひこれを機会に、こういう特産物の販売することを計画していただきたいというふうに言われておりました。その際、もしそういうことをすれば、ハンバーグを買うことができる可能性あるんですよね。そういうことを、ぜひ取り組んでいただきたいという要望ですけれど、考えられますか。

○特産品振興・ふるさと応援課長

今回、5月17日、18日に開催しました福岡県物産展におきまして、今ご質問がありましたふるさと納税返礼品の中で一番人気でございますハンバーグを特別販売させていただきましたところ非常に好評でありました。今後、こういった機会を設けてもらいたいというご意見も多数いただいておりますので、当課といたしましても、様々なイベントの機会にあわせまして、こういった物産展を今後考えていきたいというふうに考えております。

○道祖委員

その際には、どうしても役所が考えるときに、土曜、日曜日に何かのイベントと一緒にくっつけてやるとかいうことを考えられるでしょう。けれど今回、市役所の前で普通の日にやられているんですよ。それで意外と何か人気がよく、周りの人がよかった、よかったという声を聞くんですよ。だからその辺をよく考えて、ほかのイベントとくっつけると、どうしても何か特徴が薄まる可能性もありますし、できるならば、何というかこういう地産地消という形で特産物をやっておりますから、地元企業の育成のためにもちょっと日頃よりも変わった形で販売することを考えていただきたいということを要望しておきます。よろしく申し上げます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○平山委員

今、道祖委員からふるさとの特産品を定期的にいろんな催しがあるときに、販売するようにしてくれと、大変いい意見が出たと思っております。今度のこの5月17日、18日にその市役所を入り口の前で、いろんな商品を売っておりましたけど、売られたそこで販売ができたところはいいと思うんですけど、そのほか販売をされなかったところから、その苦情とか何かなかったのかですね。今後、このふるさと納税に登録してある件数が何件で。いいですか、今後、こういう定期的な特産品を売るような場合は、やはり全品目がやはりぐるぐるぐる回るようなやり方をしていけないと、何と言いますか、そこで展示販売できるところはいいけど、そのスペースが小さいで、声もかからんような、ふるさと納税に品物を出している業者もおると思うんですよね。そういうところが今後、どのように皆さんに満遍なく平等にいくのか。今後のちょっと対応をちょっとお聞きしたいです。

○特産品振興・ふるさと応援課長

私どもも今回、5月17日、18日の2日間限定で開催させていただきました際には、市内事業者を含む23事業者様にご参加いただいた次第でございます。なお今後につきましては、今現在ふるさと納税の返礼品にご登録いただいている事業者様130社以上でございます。この事業者様全体にもお声かけをさせていただいて、今委員が言われましたように、公平に皆さんに平等にチャンスを与えるような形で、出店の依頼をさせていただいて、物販に努めたいというに進めていきたいというふうに考えております。

○平山委員

せっかく今いい提案が出ておりますので、やはり皆さん、やはり平等に不満が出ないようにそういう配慮をしながら、今後この特産品を販売することを頑張ってください。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○上野委員

せっかくの機会ですので、実は今月3日に、飯塚市出身で関東在住も30年ぐらいなる友人から連絡をいただきました。非常にいいタイミングと非常にいい媒体で飯塚市のふるさと納税のアピール、コマーシャルを受けましたということで、ぜひまたふるさと納税させていただきますという連絡でございました。本当に納税ふるさとの制度が始まって紆余曲折いろいろありましたけれども、当時担当職員の皆さん方から、今まで努力を継続されてきた賜物だと思えます。今後も創意工夫をしていただきながら、ますます納税額というか寄附額の増加に努めていきますようお願いをいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については、調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から4件について報告したい旨の申入れがあっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

「オートレースの運営状況等について」、報告を求めます。

○公営競技事業所副所長

「オートレースの運営状況等について」、ご報告いたします。

資料の1ページの「令和2年度・3年度売上額及び入場者比較表（全体）」をお願いいたします。まず、売上額の報告となります。1番左列の3年度実績の合計欄を御覧ください。開催日数149日、売上額221億9905万1300円、1日平均の売上額は1億4979万3900円となっております。一方、2年度実績Bの合計欄のほうで、開催日数は140日、売上額が207億5966万8400円、1日の平均の売上額は1億4901万2千円となっており、売上額の比較では、14億3938万2900円の増、1日平均では、78万1900円の増となっております。これは開催日数、特に売上げが好調なミッドナイトレースの開催を前年度より10日増やしたことが主な要因と考えております。

次に、入場者数につきましては、表の右側のほうになりますが、3年度実績、Dの合計欄、総入場者数は7万1209人、1日平均1062人となっております。2年度実績Eの合計は、7万217人、1日平均1276人となっておりますので、比較しますと、総入場者数は992人の増、1日平均では214人の減となっております。これは、無観客レースでありますミッドナイトレースが増加したことと、通常開催においても、新型コロナウイルス対策により16日間無観客での開催を行うに至ったこと。また、その後のコロナの影響による外出自粛が要因であると考えております。なお、内訳としまして、2ページ目に通常開催分の比較表、次の3ページ目にミッドナイトの開催の比較表を添付しておりますので、あわせてご確認をお願いいたします。

また、現在飯塚オートレース場では、メインスタンドの整備工事を行っております。このためレース開催に必要な審判室、開催本部、実況室等を仮設の審判棟に配置し、現在レースを実施しておりますことを併せてご報告いたします。以上、簡単でございますが「オートレースの運営状況」の報告とさせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「飯塚市周遊商業エリア連携協議会の開催について」、報告を求めます。

○商工観光課長

「飯塚市周遊商業エリア連携協議会の開催」につきましてご報告いたします。

飯塚市の中心商店街、大型商業施設、商業関係団体、及び飯塚市が連携しまして、持続的な商業活性化を推進するため、飯塚市周遊商業エリア連携協議会を令和4年4月26日に設置し、同日に第1回周遊商業エリア連携協議会を開催いたしました。本協議会は地域経済の好循環を図り、周遊商業エリアを形成することに必要な事項について協議を行い、もって、商都飯塚の再生を図ることを目的といたします。

資料、飯塚市周遊商業エリア連携協議会規約をお願いいたします。本協議会規約の主要部分についてご説明をさせていただきます。まず、第3条に先ほど申しました本協議会の目的を規定いたしております。第4条、本協議会の所掌事務といたしましては、主に各商業施設の役割、連携に関する事項、及び周遊エリアにおける持続的な商業の活性化のための事業に関する事項などを協議することといたしております。第5条を構成員としましては、飯塚市をはじめ、飯塚商工会議所、飯塚市商工会、及び飯塚市商店街連合会、イオン九州株式会社、福岡嘉徳農業協同組合、株式会社イズミなどの関係機関で構成をされております。

第1回周遊商業エリア連携協議会におきましては、本協議会規約に基づきまして、周遊商業エリア連携協議会の目的、所掌事務を説明を行いまして、商業の重要性、本協議会構成員を主体とした各商業施設の連携の必要性、また今後のスケジュールなどについてご説明をいたしま

した。次回の第2回協議会におきまして、各構成員の皆様から、連携事業など様々なご意見をいただきまして、意見交換を行いながら、周遊商業エリアにおける持続的な商業の活性化に向けた協議を重ねてまいりたいと考えております。今後2か月に1回程度を開催する予定といたしております。以上簡単でございますが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

この構成員、規約の構成員を見る限りにおいては、これは商業団体関係、要は事業者だけのようだけれど、消費者の立場では、これは意見を言うような機会があるんですか。

○商工観光課長

質問委員が言いますように構成員の中は商業関係者で構成されます。この規約にございますように構成員としましては、さきに説明しました構成をもって、構成して協議を重ねてまいりたいと考えますので、消費者の立場の関係の構成員としては、考えていない状況でございます。

○道祖委員

その答弁はあれですか。商業活性化には消費者は必要ないと、事業者のみでやっていけば活性化するというご意見ですか。

○商工観光課長

いいえ、申し訳ございません。そういった意味ではございません。商業エリアの中でいろいろ連携をしていく中で、どういう部分が不足するかとか、どういう連携ができるかということに関しましてまずもって商業施設間で協議を行いまして、また特に必要と認める場合についてはそういう部分を取り入れた中で、この協議の場で意見交換をしていきたいと。当然消費者の意見といえますか、市民の意見というのは非常に重要になってくるという形の認識は持っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「市道上における人身事故について」、報告を求めます。

○筑穂支所経済建設課長

「市道上における人身事故について」、ご報告いたします。

資料を御覧ください。本件事故は、本年3月29日火曜日、午後3時頃、長尾地内の市道横山線におきまして、当事者を含む小学生4、5人が阿恵方面から長尾方面へ自転車を走行途中で、地下埋設型消火栓が舗装より若干上がった形で設置され、なおかつ縁に段差があったため、先頭で走っていた本人の自転車が乗り上がった際に、はね上がり転倒、自転車の前かご及びブレーキレバーを破損するとともに、右腕を負傷、右手首を骨折したものです。

この事故による損害賠償につきましては、現在、相手方と協議しているところです。今回の事故の原因となった地下埋設型消火栓との段差につきましては、既に解消の対応を済ませておりますが、今後、このような事故が起こらないよう日頃の道路パトロールにさらに気をつけてまいります。以上、簡単でございますが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

○企業管理課長

「工事請負契約について」、1件ご報告いたします。

資料、工事請負契約報告書をお願いいたします。工事名は、露切ポンプ場電気設備改築工事でございます。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、指名競争入札参加者指名基準及び運用基準に基づきまして、専門工事、電気A等級に格付され、自社において、上下水道プラント設備に係る制御盤の設計、施工の実績がある市内業者3者を指名することを決定し、入札を執行いたしました。その結果、落札額6325万円、落札率96.53%で、株式会社幸袋テクノが落札しております。以上で報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますのでご了承願います。これをもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。